

AI モデルに関する利用規約

金融庁では、金融機関による効果的・効率的な事業者支援の取組みを後押しするため、「AI や ICT 技術を活用した経営改善支援の効率化に向けた調査・研究」（以下「本調査・研究」という。）を実施し、当該調査・研究の過程で AI 技術を活用して各種データを分析するためのソースコード¹及びモデルファイル²（以下「本 AI モデル」という。）並びにモデル解説資料³（以下本 AI モデルとあわせて「本 AI モデル等」という。）を作成しました。

本 AI モデル等は、以下の利用条件、禁止事項、その他留意事項（以下あわせて「本利用条件等」という。）に従い利用することができます。利用予定者は、本利用条件等に同意のうえ、金融庁まで申請してください。なお、申請に当たり、利用予定者は、以下の本利用条件等に同意したものとみなします。

1. 利用条件

- ・ 本 AI モデル等は、地域経済の活性化に向け、地域の事業者の経営改善を後押しすることを目的に作成しています。例えば、本 AI モデル等を参考に、金融機関等での経営改善支援先の優先順位付けモデル等の実用化へ向けたシステム開発を行うこと等を想定しています。
- ・ 利用申請者は本 AI モデル等の利用にあたり、利用目的等を記載した利用申請書を提出していただきます。金融庁は利用申請書に基づき適合性を判断します。利用申請者は、申請した利用目的の範囲内でのみ、本 AI モデル等を使用することができます。
- ・ 本 AI モデル等は、第三者に譲渡し、貸与し、配布し若しくは利用させ、又は複製してはならないものとします。ただし、第三者に本 AI モデル等の導入支援を委託する場合等においては、本 AI モデル等を第三者に利用させることはできますが、その場合、当該第三者に対し利用申請者の責任において、本利用条件等を遵守させることとします。
- ・ 利用申請者による本 AI モデル等の利用が、本利用条件等に違反する等、その利用方法が著しく不相当であると金融庁が判断した場合には、利用を中止していただきます。
- ・ 本 AI モデルは、Python（バージョン 3.8.12）、scikit-learn⁴（バージョン 1.1.1）で作成したものです。本 AI モデルを実行するためには、Python 及び Jupyter Notebook⁵の実行環境が必要になるほか、scikit-learn 等の機械学習を実行するためのライブラリが必要になります。

2. 禁止事項

○利用申請者は、AI モデル等の利用にあたって以下の各事項を行ってはなりません。

- ・ 本 AI モデル等の全部若しくは一部を販売する行為又はそれらに類する行為等の営利目的・

¹ プログラム言語（Python）を用いた、機械学習を行うための命令手順を示したスクリプト。

² 学習するための各種データを準備し、ソースコードに基づき機械学習を行った結果（パラメータ、設定値等）を保存したファイル。分析したいデータを準備してモデルファイルを実行することで、学習するためのデータを準備することなく結果を得ることができる。

³ ソースコード及びモデルファイルを利用するための手順を示した解説書。

⁴ Python で使用可能な機械学習を実行するためのライブラリ（オープンソース）。

⁵ 機械学習を行う際に広く使われている、統合開発環境（オープンソース）

商業目的での利用行為。

- ・ 本 AI モデル又は本 AI モデルを改変若しくは加工したモデルの出力結果に基づき、融資又は条件変更等の資金繰り支援の可否の判断を行う行為。
- ・ 金融機関等の取引先に対する融資又は条件変更等の資金繰り支援の可否の判断の説明に、本 AI モデル又は本 AI モデルを改変若しくは加工したモデルを活用した旨を伝える行為。
- ・ 本 AI モデル等を本利用条件等に違反して改変又は加工する行為。
- ・ 正当な理由なく金融庁の運営を妨げる行為、第三者の信用を毀損する行為又はそれらのおそれのある行為。
- ・ 第三者の著作権その他の知的財産権、プライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行為又はそのおそれのある行為。
- ・ 第三者を誹謗・中傷し、その名誉を毀損する行為又はそのおそれのある行為。
- ・ 第三者に不利益を与える行為又はそのおそれのある行為。
- ・ 法令に違反する行為又はそのおそれのある行為。
- ・ 事実と反する情報を提供する行為又はそのおそれのある行為。
- ・ 以上に定めるもののほか、本利用条件等に違反する行為又はそのおそれのある行為。

3. その他留意事項

- ・ 金融庁は、利用申請者が本 AI モデル等又は本 AI モデル等から得られた情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではなく、利用申請者の当該行為に起因して利用申請者ないし第三者に生じた損害につき、金融庁は責任を負いません。
- ・ 利用申請者が、本 AI モデル等又は本 AI モデル等から得られた情報を用いて行う一切の行為によって、金融庁に損害を生じさせた場合には、当該利用申請者に金融庁に対する損害賠償責任が生じることとなります。
- ・ 利用申請者は、本 AI モデル等の利用により、第三者との間で紛争等が生じた場合は、利用申請者の一切の責任と費用負担において、当該紛争等を解決することとなります。
- ・ 利用申請者は、本 AI モデル等の利用にあたり、自己の費用と責任において必要な環境整備を行うこととします。なお、利用申請者の当該環境整備に起因して利用申請者又は第三者に影響が生じた場合においても、金融庁は一切責任を負いません。
- ・ 本利用条件等は、日本法に基づいて解釈されます。また、本 AI モデル等の利用及び本利用条件等に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。
- ・ 本 AI モデル等は、予告なく更新、配布の終了等が行われることがあります。
- ・ 金融庁は、本調査・研究の最終報告書及びモデル解説資料を超えた本 AI モデル等の利用方法等に関するお問い合わせ等には応じかねます。

4. 特記事項

- 利用申請者が以下の一つでも該当する場合には、金融庁は配布を行わない又は利用を中止していただきます。
 - ・ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的

に關与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは關与しているとき
- 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

以 上